

令和 6年度

業務設計書（公示用）

業務名： 下水道管路施設耐震診断調査業務その1

令和 6年 5月 単価適用

下水道河川局 事業推進部 管路保全課 管路保全係

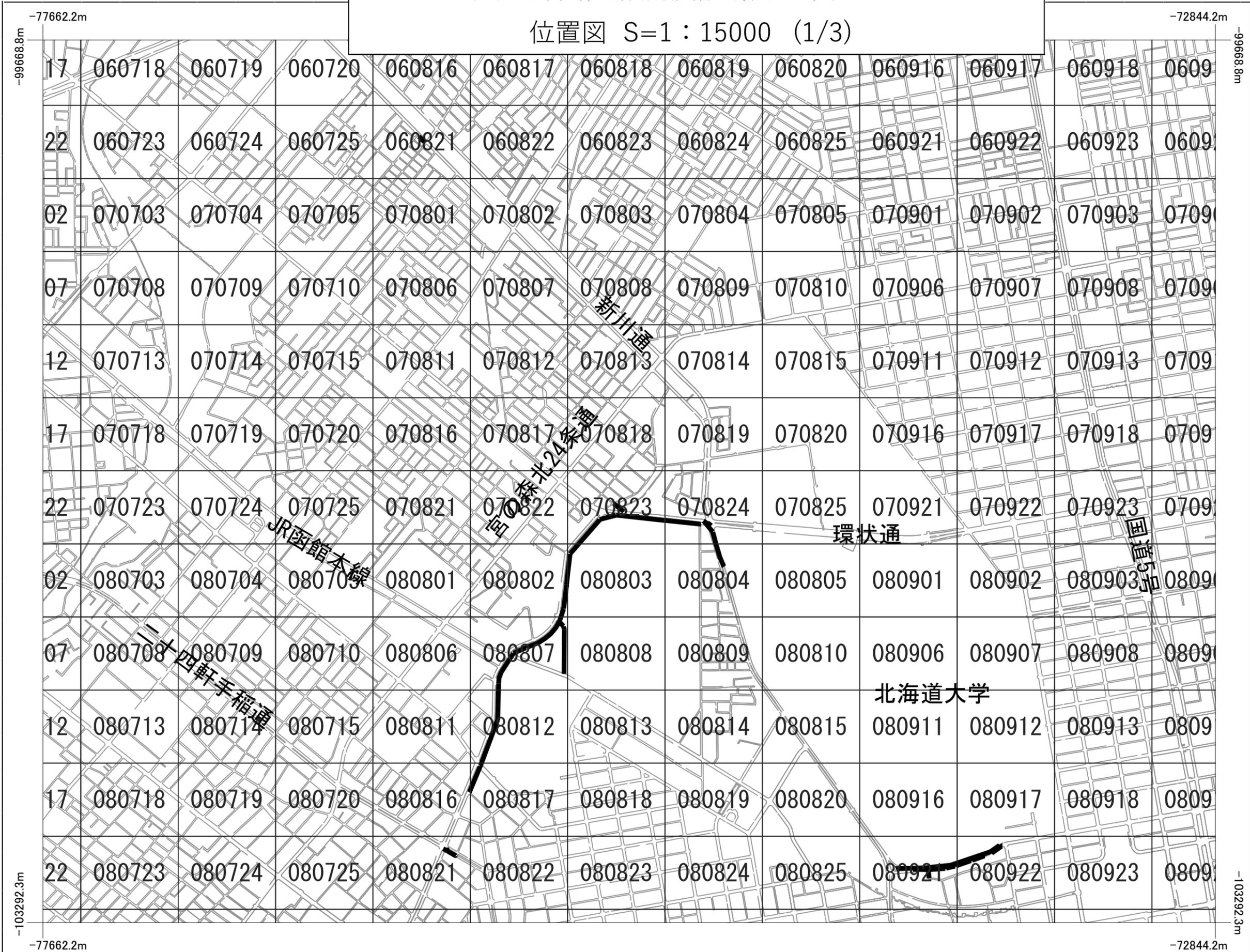
業務説明書

1. 概要
- | | | |
|---------|---------------------|---------|
| 対象施設 | | |
| 管径 | 300～2,400 mm | |
| | ※矩形管については診断箇所一覧表を参照 | |
| 円形管 | 開削工法 | 5,702 m |
| 矩形管 | 現場打ち | 907 m |
| 標準マンホール | | 171 箇所 |
- 設計条件及び補正等に係る項目は、別添「設計条件項目表」のとおり。
2. 場所
- 別添「診断箇所一覧表」による。
3. 期間
- 契約締結日から令和6年12月20日まで
4. 位置図
- 別添による。(位置図3枚)
5. 仕様書
- 別添「管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書」による。
6. 特記仕様書
-

下水道管路施設耐震診断調査業務その1

070823

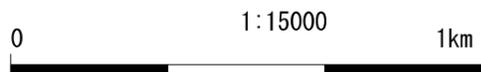
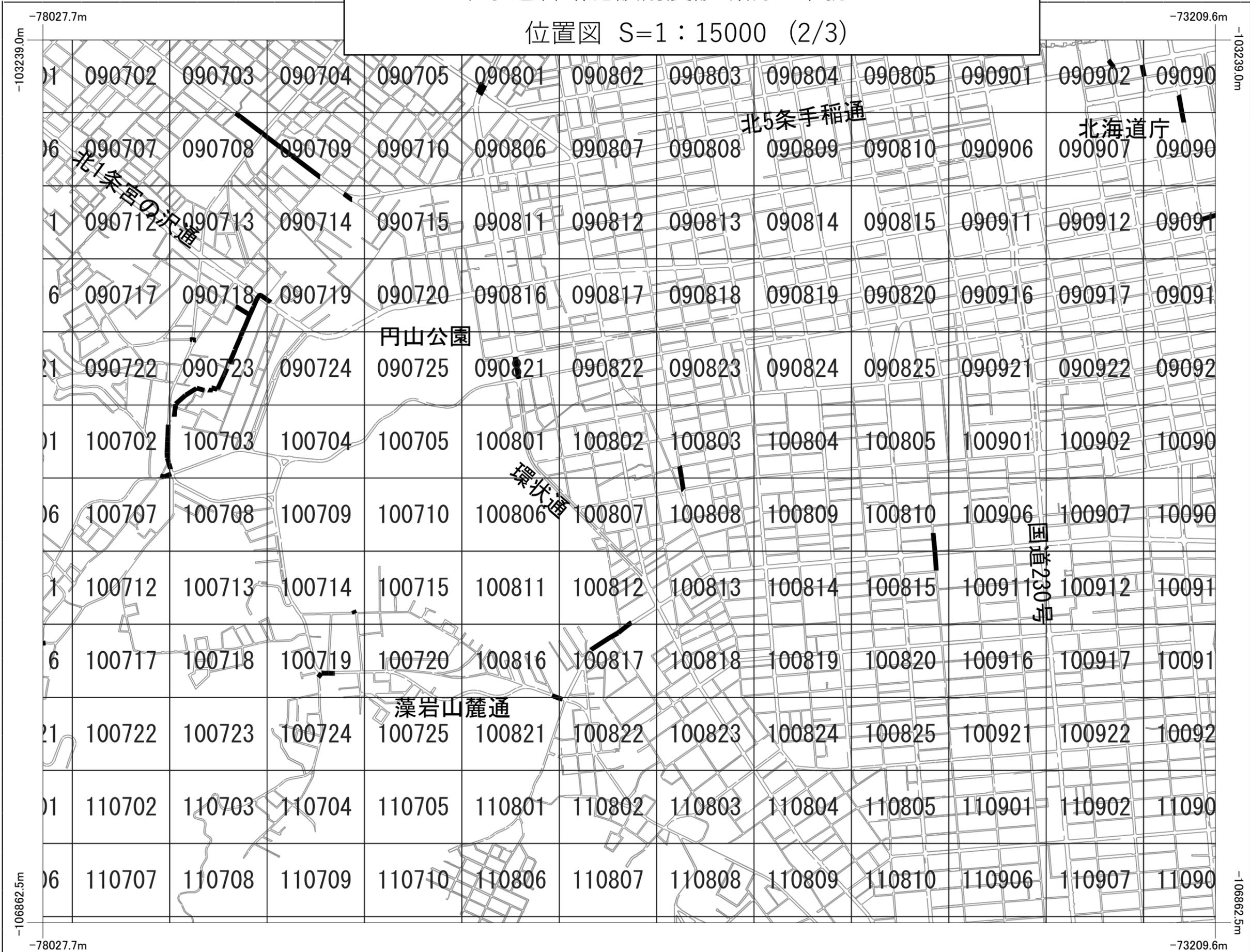
位置図 S=1:15000 (1/3)



下水道管路施設耐震診断調査業務その1

100807

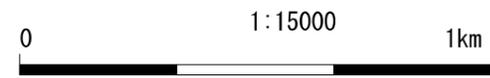
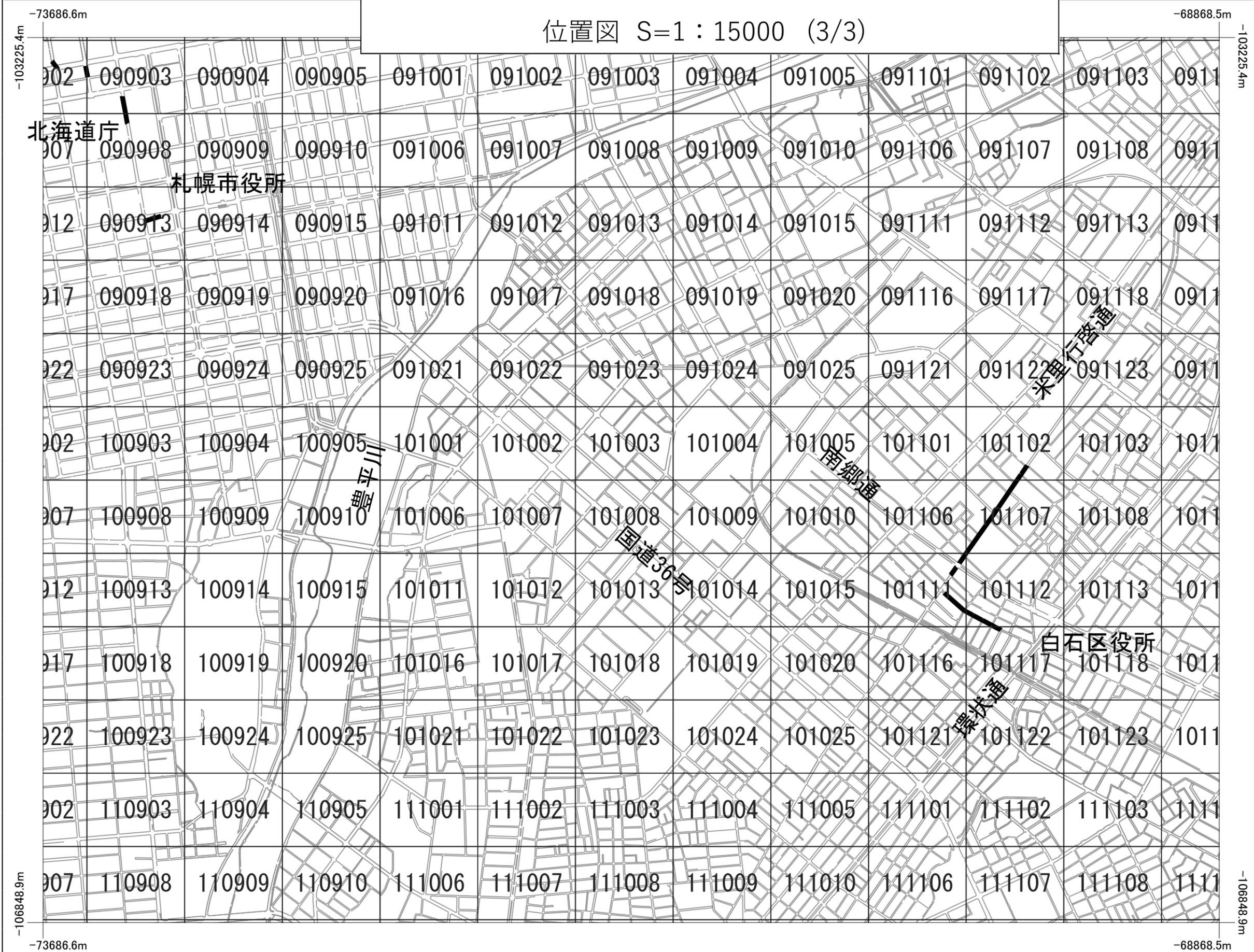
位置図 S=1:15000 (2/3)



下水道管路施設耐震診断調査業務その1

101008

位置図 S=1:15000 (3/3)



()	業務名	下水道管路施設耐震診断調査業務その1
-----	-----	--------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

設計条件項目表

項 目		設 計 条 件
工 期		契約締結日から令和6年12月20日まで
場 所		診断箇所一覧表による
報告書作成		<input checked="" type="radio"/> 有 無
設 計 協 議		中間打合せ 2回
詳細診断	延 長	円形管（開削工法） 5,702 m 矩形管（現場打ち） 907 m
	調 査 対 象 管 路	雨水・汚水共、 <input checked="" type="radio"/> 合流のみ <input checked="" type="radio"/> 汚水のみ <input checked="" type="radio"/> 雨水のみ
	管 路 電 子 化 情 報	<input checked="" type="radio"/> 有 無
	特 殊 構 造 物	有 <input checked="" type="radio"/> 無 特殊マンホール（ 基） マンホール形式ポンプ場(2次製品)（ 基） マンホール形式ポンプ場(現場打ち)（ 基） 吐口 その他（ ）
	耐 震 計 算	<input checked="" type="radio"/> (応答変位法) 無 レベル1地震動 <input checked="" type="radio"/> レベル1及び2地震動
	耐 震 診 断 密 度	標準 <input checked="" type="radio"/> 標準以外 (127断面)
	管渠の診断を伴わない マ ン ホ ー ル	44 基
	調査対象管路の布設 工 法 及 び 管 径	管径 300～2,400mm ※矩形管については 診断箇所一覧表を参照 工法 開削工法

なお、中間打合せは、「条件設定」、「耐震補強必要箇所の抽出」の2回とする。

また、耐震計算の際には対象管路に応じて許容値の設定を確認すること。（旧規格管等）

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-1	060821069	060821802	300	33.5	硬質塩化ビニール管（円形）	合流	開削工法	西区	八軒10条西4丁目
P-2	070823051	070823052	1650	70.03	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北20条西15丁目
P-3	070823101	070823073	2400	57.07	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	北20条西15丁目
P-4	070823052	070823153	1650	200	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北20条西15丁目
P-5	070823153	070824073	1650	180	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北20条西15丁目
P-6	070824064	070824062	1500	59.58	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	北18条西15丁目
P-7	070824063	070824062	1200	34.2	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北20条西15丁目
P-8	070824067	070824803	1650	14.92	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北20条西15丁目
P-9	080802152	080802151	1650	100	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北16条西16丁目
P-10	080802151	080803001	1650	123.81	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北16条西16丁目
P-11	080803001	070823051	1650	186.36	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北16条西16丁目
P-12	080804104	070824064	1500	149.54	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	北18条西13丁目
P-13	080807152	080807151	1350	25.2	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北16条西16丁目
P-14	080807153	080807152	1350	13.73	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北16条西16丁目
P-15	080807054	080807053	1500	47.54	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北15条西22丁目
P-16	080807151	080807800	1350	9.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	北16条西16丁目
P-17	080807151	080802152	1650	57.52	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北16条西16丁目
P-18	080807051	080807101	1500	58	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北16条西21丁目
P-19	080807053	080807051	1500	95.37	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北15条西22丁目
P-20	080807156	080807153	1350	183.25	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北16条西16丁目
P-21	080807101	080807151	1500	173.71	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北16条西21丁目
P-22	080812052	080807054	1500	150.04	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北14条西22丁目
P-23	080816158	080817001	1500	117.8	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北11条西24丁目
P-24	080817001	080812052	1500	199.78	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北12条西22丁目
P-25	080821157	080821173	2000	8	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北10条西24丁目
P-26	080821173	080821174	1000	8.33	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北10条西24丁目
P-27	080821163	080821157	2000	32	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北10条西24丁目
P-28	080821173	080821876	2000	19	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	北10条西24丁目
P-29	080921151	080921105	1200	70	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	北区	北7条西9丁目
P-30	080921153	080921151	1200	42	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	北区	北7条西9丁目
P-31	080921105	080921172	1200	62.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	北区	北7条西9丁目
P-32	080921152	080921104	1500	106.67	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	北区	北7条西8丁目
P-33	080921104	080921057	1500	119	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	北区	北7条西10丁目
P-34	080921106	080921105	700	33.64	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	北区	北7条西9丁目
P-35	080922052	080922054	1200	52.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	北区	北7条西7丁目

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-36	080922001	080921153	1200	70	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	北区	北7条西8丁目
P-37	080922055	080922001	1200	59.4	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	北区	北7条西7丁目
P-38	080922051	080921152	1500	218.48	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	北区	北7条西7丁目
P-39	090708151	090709011	1000	83.8	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森4条6丁目
P-40	090708103	090708151	1000	115.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森4条6丁目
P-41	090708101	090708103	1000	25	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森4条6丁目
P-42	090709011	090709065	1000	65.2	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条6丁目
P-43	090709065	090709117	1000	147.45	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条6丁目
P-44	090714158	090714152	1100	41.8	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条6丁目
P-45	090718167	090718163	1500	24.03	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条10丁目
P-46	090718119	090718170	1000	67.99	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条11丁目
P-47	090718163	090719015	1500	48.61	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条10丁目
P-48	090718169	090718167	1500	33.51	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条11丁目
P-49	090718171	090718170	1200	52.58	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条11丁目
P-50	090718170	090718169	1500	38.96	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条11丁目
P-51	090723007	090723052	1000	14.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条12丁目
P-52	090723006	090723007	1000	10.75	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条12丁目
P-53	090723101	090718171	1200	44.65	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条11丁目
P-54	090723059	090723060	1200	24.22	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条13丁目
P-55	090723058	090723059	1200	20.91	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条13丁目
P-56	090723057	090723826	1200	29.9	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条13丁目
P-57	090723025	090723024	1200	55	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条13丁目
P-58	090723104	090723827	1200	29.64	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条13丁目
P-59	090723102	090723101	1200	58.38	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条12丁目
P-60	090723103	090723102	1200	61.43	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条12丁目
P-61	090723060	090723104	1200	65.38	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条13丁目
P-62	090723024	090723057	1200	55	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条13丁目
P-63	090801015	090801002	800	45	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	宮の森1条1丁目
P-64	090801008	090801031	800	45	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	宮の森1条1丁目
P-65	090821117	090821110	800	91.76	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南1条西28丁目
P-66	090902107	090902105	1200	38.91	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北4条西6丁目
P-67	090903024	090902163	1100	48.1	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北4条西6丁目
P-68	090908055	090903056	1100	115.37	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	北2条西5丁目
P-69	090913107	090913038	900	73.01	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	大通西3丁目
P-70	100702551	100702950	900	19	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	宮の森3条13丁目

診断箇所一覧表（管渠）

No.	上流人孔番号	下流人孔番号	管径	延長	管渠材質	排水区分	施工方法判定	所在地区	住所
P-71	100702163	100702162	1200	22.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条13丁目
P-72	100702159	100702158	1200	22.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条13丁目
P-73	100702160	100702159	1200	22.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条13丁目
P-74	100702161	100702160	1200	22.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条13丁目
P-75	100702162	100702161	1200	22.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条13丁目
P-76	100702158	100702157	1200	46.86	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森3条13丁目
P-77	100703004	090723025	1200	52	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条13丁目
P-78	100703402	100702551	900	32.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	宮の森3条13丁目
P-79	100703011	100702163	1200	25	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	宮の森2条14丁目
P-80	100714372	100714366	800	14	鉄筋コンクリート管（普通管）	汚水	開削工法	中央区	円山西町8丁目
P-81	100716509	100716513	800	11.06	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	宮の森2条17丁目
P-82	100719510	100719509	800	13.54	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	円山西町8丁目
P-83	100719509	100719508	800	5.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	円山西町6丁目
P-84	100719508	100719951	800	4.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	円山西町6丁目
P-85	100719512	100719511	800	21.1	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	円山西町6丁目
P-86	100719511	100719510	800	29.5	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	円山西町8丁目
P-87	100808069	100803021	3900×2340	100	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	中央区	南6条西23丁目
P-88	100815170	100810166	1650	154.6	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南10条西13丁目
P-89	100816556	100822001	900	46	鉄筋コンクリート管（普通管）	雨水	開削工法	中央区	双子山2丁目
P-90	100817058	100817103	1650	131.08	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南9条西23丁目
P-91	100817103	100812123	1650	70.35	鉄筋コンクリート管（普通管）	合流	開削工法	中央区	南9条西22丁目
P-92	101102117	101102114	2400×2160	43.86	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌6条4丁目
P-93	101107066	101107056	2400×2160	108.23	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌4条4丁目
P-94	101107056	101102117	2400×2160	86.29	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌5条4丁目
P-95	101111164	101111160	2400×2160	40.88	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌2条5丁目
P-96	101111163	101107066	2400×2160	247.49	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌3条4丁目
P-97	101111175	101111171	2250×2030	108.34	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌2条5丁目
P-98	101112074	101112019	2250×2030	43	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌2条5丁目
P-99	101112019	101112017	2250×2030	43	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌2条5丁目
P-100	101112017	101111175	2250×2030	43	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌2条5丁目
P-101	101117051	101112074	2250×2030	42.66	R C構造（現場打ち）	合流	開削工法	白石区	東札幌2条6丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-1	060821069	(01) 1号型マンホール	9.8	2.13	平成05年	023025	(08) 西区	八軒10条西4丁目
M-2	060821802	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	9	1.53	平成03年	021042	(08) 西区	八軒10条西4丁目
M-3	070823051	(05) 5号型マンホール	11.7	4.42	昭和45年	002366	(01) 中央区	北20条西15丁目
M-4	070823052	(05) 5号型マンホール	11.18	4.01	昭和45年	002366	(01) 中央区	北20条西15丁目
M-5	070823073	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.69	9.63	昭和53年	007013	(08) 西区	八軒6条東5丁目
M-6	070823101	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	12.9	10.74	昭和53年	007013	(01) 中央区	北20条西15丁目
M-7	070823153	(05) 5号型マンホール	11.33	4.46	昭和45年	002366	(01) 中央区	北20条西15丁目
M-8	070824062	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.5	9.03	昭和53年	007015	(01) 中央区	北20条西15丁目
M-9	070824063	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.51	7.33	昭和55年	009051	(01) 中央区	北20条西15丁目
M-10	070824064	(14) 特殊4号型マンホール	11.56	8.12	昭和53年	007016	(01) 中央区	北18条西15丁目
M-11	070824067	(15) 特殊5号型マンホール	11.45	4.84	昭和46年	002752	(01) 中央区	北20条西15丁目
M-12	070824073	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	11.26	5.01	昭和60年	015107	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-13	070824803	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	11.17	4.8	昭和42年	001617	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-14	080802151	(05) 5号型マンホール	11.94	4.18	昭和45年	002366	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-15	080802152	(05) 5号型マンホール	12.36	4.47	昭和46年	002366	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-16	080803001	(05) 5号型マンホール	11.33	3.77	昭和45年	002366	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-17	080804104	(44) 旧型4号型マンホール	11.65	8.01	昭和53年	007016	(01) 中央区	北18条西13丁目
M-18	080807051	(04) 4号型マンホール	13.04	4.93	昭和46年	002752	(01) 中央区	北16条西21丁目
M-19	080807053	(04) 4号型マンホール	13.17	4.73	昭和46年	002752	(01) 中央区	北15条西22丁目
M-20	080807054	(04) 4号型マンホール	13.39	4.89	昭和46年	002752	(01) 中央区	北15条西22丁目
M-21	080807101	(04) 4号型マンホール	11.87	3.65	昭和46年	002752	(01) 中央区	北16条西21丁目
M-22	080807151	(05) 5号型マンホール	12.52	4.54	昭和46年	002752	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-23	080807152	(04) 4号型マンホール	12.08	2.7	昭和27年	000291	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-24	080807153	(09) 3号型マンホール（角型）	12.41	3	昭和27年	000291	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-25	080807156	(09) 3号型マンホール（角型）	12.45	2.52	昭和27年	000291	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-26	080807800	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	12	0	昭和46年	002752	(01) 中央区	北16条西16丁目
M-27	080812052	(04) 4号型マンホール	13.13	4.41	昭和46年	002753	(01) 中央区	北14条西22丁目
M-28	080816158	(04) 4号型マンホール	13.37	2.22	昭和46年	002753	(01) 中央区	北11条西24丁目
M-29	080817001	(04) 4号型マンホール	13.1	4.1	昭和46年	002753	(01) 中央区	北12条西22丁目
M-30	080821157	(05) 5号型マンホール	13.85	3.52	昭和36年	000847	(01) 中央区	北10条西24丁目
M-31	080821163	(05) 5号型マンホール	13.84	3.44	昭和36年	000847	(01) 中央区	北10条西24丁目
M-32	080821173	(19) 雨水吐室（特殊マンホール）	13.85	3.36	昭和46年	002753	(01) 中央区	北10条西24丁目
M-33	080821174	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	14.2	6.73	昭和60年	015118	(01) 中央区	北10条西24丁目
M-34	080821876	(36) 仮想マンホール（河川・池等）	12.8	0	昭和46年	002753	(01) 中央区	北10条西24丁目
M-35	080921057	(04) 4号型マンホール	13.63	7.11	昭和54年	007959	(02) 北区	北7条西10丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-36	080921104	(04) 4号型マンホール	16.21	9.14	昭和54年	007960	(02) 北区	北7条西10丁目
M-37	080921105	(09) 3号型マンホール (角型)	16.18	6.21	昭和47年	003322	(02) 北区	北7条西9丁目
M-38	080921106	(02) 2号型マンホール (円型)	16.54	6.23	昭和47年	003323	(02) 北区	北7条西9丁目
M-39	080921151	(08) 2号型マンホール (角型)	16.2	6.12	昭和47年	003323	(02) 北区	北7条西9丁目
M-40	080921152	(04) 4号型マンホール	16.28	8.47	昭和54年	007960	(02) 北区	北7条西8丁目
M-41	080921153	(09) 3号型マンホール (角型)	16.27	6.12	昭和47年	003323	(02) 北区	北7条西9丁目
M-42	080921172	(09) 3号型マンホール (角型)	16.09	6.22	昭和47年	003322	(02) 北区	北7条西10丁目
M-43	080922001	(09) 3号型マンホール (角型)	16.32	6.06	昭和47年	003323	(02) 北区	北7条西8丁目
M-44	080922051	(04) 4号型マンホール	15.97	7.28	昭和54年	007961	(02) 北区	北7条西7丁目
M-45	080922052	(09) 3号型マンホール (角型)	15.89	5.4	昭和47年	003324	(02) 北区	北7条西7丁目
M-46	080922054	(09) 3号型マンホール (角型)	15.93	5.52	昭和47年	003324	(02) 北区	北7条西7丁目
M-47	080922055	(09) 3号型マンホール (角型)	16.38	6.02	昭和47年	003324	(02) 北区	北7条西7丁目
M-48	090708101	(09) 3号型マンホール (角型)	21.75	3.49	昭和40年	001351	(01) 中央区	宮の森4条6丁目
M-49	090708103	(09) 3号型マンホール (角型)	21.61	3.43	昭和40年	001351	(01) 中央区	宮の森4条6丁目
M-50	090708151	(09) 3号型マンホール (角型)	20.77	3.26	昭和40年	001351	(01) 中央区	宮の森4条6丁目
M-51	090709011	(03) 3号型マンホール (円型)	20.5	3.25	昭和40年	001351	(01) 中央区	宮の森3条6丁目
M-52	090709065	(03) 3号型マンホール (円型)	20.1	3.36	昭和40年	001351	(01) 中央区	宮の森3条6丁目
M-53	090709117	(03) 3号型マンホール (円型)	20.02	3.85	昭和40年	001351	(01) 中央区	宮の森3条6丁目
M-54	090714152	(09) 3号型マンホール (角型)	20.81	5.16	昭和40年	001349	(01) 中央区	宮の森2条6丁目
M-55	090714158	(03) 3号型マンホール (円型)	19.89	3.44	昭和40年	001351	(01) 中央区	宮の森3条6丁目
M-56	090718119	(09) 3号型マンホール (角型)	36.9	4.12	昭和50年	004571	(01) 中央区	宮の森2条11丁目
M-57	090718163	(04) 4号型マンホール	36.11	4.5	昭和48年	003626	(01) 中央区	宮の森2条10丁目
M-58	090718167	(04) 4号型マンホール	35.96	4.3	昭和48年	003626	(01) 中央区	宮の森2条10丁目
M-59	090718169	(04) 4号型マンホール	37.78	6.04	昭和48年	003626	(01) 中央区	宮の森2条11丁目
M-60	090718170	(14) 特殊4号型マンホール	39.2	6.86	昭和49年	004035	(01) 中央区	宮の森2条11丁目
M-61	090718171	(13) 特殊3号型マンホール	40.54	4.99	昭和49年	004035	(01) 中央区	宮の森2条11丁目
M-62	090719015	(09) 3号型マンホール (角型)	36.48	4.98	昭和48年	003626	(01) 中央区	宮の森2条10丁目
M-63	090723006	(08) 2号型マンホール (角型)	51.9	2.95	昭和53年	002797	(01) 中央区	宮の森3条12丁目
M-64	090723007	(09) 3号型マンホール (角型)	51.42	3.1	昭和46年	002797	(01) 中央区	宮の森3条12丁目
M-65	090723024	(09) 3号型マンホール (角型)	51.66	3.36	昭和49年	004036	(01) 中央区	宮の森2条13丁目
M-66	090723025	(09) 3号型マンホール (角型)	53.1	3.63	昭和49年	004036	(01) 中央区	宮の森2条13丁目
M-67	090723052	(09) 3号型マンホール (角型)	50.93	3.41	昭和51年	005225	(01) 中央区	宮の森3条12丁目
M-68	090723057	(09) 3号型マンホール (角型)	50.3	2.16	昭和49年	004036	(01) 中央区	宮の森2条13丁目
M-69	090723058	(43) 旧型3号型マンホール	53.48	5.48	昭和49年	004036	(01) 中央区	宮の森2条13丁目
M-70	090723059	(09) 3号型マンホール (角型)	52.6	4.66	昭和49年	004036	(01) 中央区	宮の森2条13丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-71	090723060	(13) 特殊3号型マンホール	52.52	6.09	昭和49年	004035	(01) 中央区	宮の森2条13丁目
M-72	090723101	(13) 特殊3号型マンホール	41.97	4.28	昭和49年	004035	(01) 中央区	宮の森2条11丁目
M-73	090723102	(13) 特殊3号型マンホール	44.49	4.64	昭和49年	004035	(01) 中央区	宮の森2条12丁目
M-74	090723103	(13) 特殊3号型マンホール	47.22	5.2	昭和49年	004035	(01) 中央区	宮の森2条12丁目
M-75	090723104	(13) 特殊3号型マンホール	49.64	5.45	昭和49年	004035	(01) 中央区	宮の森2条13丁目
M-76	090723826	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	53.13	5.07	昭和49年	004036	(01) 中央区	宮の森2条13丁目
M-77	090723827	(34) 仮想マンホール（ダミーマンホール）	48.53		平成12年	034539	(01) 中央区	宮の森2条13丁目
M-78	090801002	(02) 2号型マンホール（円型）	15.23	5.11	昭和59年	013736	(01) 中央区	北7条西27丁目
M-79	090801008	(08) 2号型マンホール（角型）	15.15	4.88	昭和60年	015116	(01) 中央区	宮の森1条1丁目
M-80	090801015	(02) 2号型マンホール（円型）	15.15	4.85	昭和59年	013736	(01) 中央区	宮の森1条1丁目
M-81	090801031	(02) 2号型マンホール（円型）	15.2	5	昭和60年	015116	(08) 西区	二十四軒1条7丁目
M-82	090821110	(08) 2号型マンホール（角型）	18.8	4.43	昭和41年	001445	(01) 中央区	大通西28丁目
M-83	090821117	(08) 2号型マンホール（角型）	20.09	5.33	昭和41年	001445	(01) 中央区	南1条西28丁目
M-84	090902105	(03) 3号型マンホール（円型）	17.24	6.17	昭和47年	003327	(01) 中央区	北5条西7丁目
M-85	090902107	(03) 3号型マンホール（円型）	17.03	5.89	昭和47年	003327	(01) 中央区	北4条西6丁目
M-86	090902163	(03) 3号型マンホール（円型）	16.86	5.53	昭和47年	003328	(01) 中央区	北4条西6丁目
M-87	090903024	(03) 3号型マンホール（円型）	17.08	5.67	昭和47年	003328	(01) 中央区	北4条西6丁目
M-88	090903056	(03) 3号型マンホール（円型）	17.49	5.73	昭和48年	003600	(01) 中央区	北3条西5丁目
M-89	090908055	(03) 3号型マンホール（円型）	17.99	6.02	昭和48年	003600	(01) 中央区	北2条西5丁目
M-90	090913038	(28) 3号型マンホール（半組立式円型）	20.03	5.49	昭和48年	003602	(01) 中央区	大通西3丁目
M-91	090913107	(08) 2号型マンホール（角型）	20.2	5.33	昭和48年	003602	(01) 中央区	大通西3丁目
M-92	100702157	(09) 3号型マンホール（角型）	57.86	3.06	昭和46年	002797	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-93	100702158	(09) 3号型マンホール（角型）	59.42	3.28	昭和46年	002797	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-94	100702159	(09) 3号型マンホール（角型）	59.63	2.22	昭和46年	002797	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-95	100702160	(09) 3号型マンホール（角型）	60.7	2.02	昭和46年	002797	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-96	100702161	(09) 3号型マンホール（角型）	61.76	1.82	昭和46年	002797	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-97	100702162	(09) 3号型マンホール（角型）	62.7	1.49	昭和46年	002797	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-98	100702163	(09) 3号型マンホール（角型）	67.57	5.09	昭和46年	002797	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-99	100702551	(08) 2号型マンホール（角型）	70.7	4.64	昭和50年	004573	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-100	100702950	(36) 仮想マンホール（河川・池等）	72	0	昭和50年	004573	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-101	100703004	(13) 特殊3号型マンホール	56.32	5.06	昭和49年	004036	(01) 中央区	宮の森2条13丁目
M-102	100703011	(03) 3号型マンホール（円型）	67.85	4.1	昭和46年	002797	(01) 中央区	宮の森2条14丁目
M-103	100703402	(08) 2号型マンホール（角型）	70	2.81	昭和50年	004573	(01) 中央区	宮の森3条13丁目
M-104	100714366	(02) 2号型マンホール（円型）	75	5	昭和58年	012597	(01) 中央区	円山西町8丁目
M-105	100714372	(02) 2号型マンホール（円型）	77.41	7.06	昭和58年	012597	(01) 中央区	円山西町8丁目

診断箇所一覧表（人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-106	100716509	(01) 1号型マンホール	133.06	4.02	昭和51年	005228	(01) 中央区	宮の森2条17丁目
M-107	100716513	(02) 2号型マンホール（円型）	131.15	3.21	昭和51年	005228	(01) 中央区	宮の森1条16丁目
M-108	100719508	(08) 2号型マンホール（角型）	93.5	4.88	昭和54年	007965	(01) 中央区	円山西町6丁目
M-109	100719509	(08) 2号型マンホール（角型）	93.91	3.76	昭和54年	007965	(01) 中央区	円山西町6丁目
M-110	100719510	(01) 1号型マンホール	94.6	2.89	昭和54年	007965	(01) 中央区	円山西町8丁目
M-111	100719511	(01) 1号型マンホール	95.85	3.49	昭和54年	007965	(01) 中央区	円山西町8丁目
M-112	100719512	(01) 1号型マンホール	97.34	3.68	昭和54年	007965	(01) 中央区	円山西町6丁目
M-113	100719951	(36) 仮想マンホール（河川・池等）	93.5		昭和54年	007965	(01) 中央区	円山西町6丁目
M-114	100803021	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	21.8	7.18	昭和57年	011448	(01) 中央区	南5条西23丁目
M-115	100808069	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	21.47	6.25	昭和57年	011449	(01) 中央区	南6条西23丁目
M-116	100810166	(06) 6号型マンホール	24.63	7.9	平成03年	020987	(01) 中央区	南8条西13丁目
M-117	100812123	(05) 5号型マンホール	27.35	7.4	昭和61年	016166	(01) 中央区	南8条西25丁目
M-118	100815170	(06) 6号型マンホール	25.7	8.2	平成03年	020988	(01) 中央区	南10条西13丁目
M-119	100816556	(08) 2号型マンホール（角型）	45.15	5.75	昭和52年	006008	(01) 中央区	双子山2丁目
M-120	100817058	(05) 5号型マンホール	33.85	9.26	昭和61年	016167	(01) 中央区	南9条西23丁目
M-121	100817103	(05) 5号型マンホール	29.35	8.61	昭和61年	016167	(01) 中央区	南9条西22丁目
M-122	100822001	(08) 2号型マンホール（角型）	43.17	5.59	昭和53年	006008	(01) 中央区	界川1丁目
M-123	101102114	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	20.51	5.54	昭和42年	001543	(04) 白石区	東札幌4条4丁目
M-124	101102117	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	20.9	4.86	昭和42年	001543	(04) 白石区	東札幌6条4丁目
M-125	101107056	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	21.6	5.44	昭和42年	001543	(04) 白石区	東札幌5条4丁目
M-126	101107066	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	22.46	5.15	昭和42年	001543	(04) 白石区	東札幌4条4丁目
M-127	101111160	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	24.1	5.71	昭和42年	001543	(04) 白石区	東札幌2条5丁目
M-128	101111163	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	23.72	5.37	昭和42年	001543	(04) 白石区	東札幌3条4丁目
M-129	101111164	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	25.06	5.56	昭和42年	001543	(04) 白石区	東札幌2条4丁目
M-130	101111171	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	24.37	4.67	昭和42年	001558	(04) 白石区	東札幌2条5丁目
M-131	101111175	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	24.89	4.34	昭和42年	001558	(04) 白石区	東札幌2条5丁目
M-132	101112017	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	25.43	4.81	昭和42年	001558	(04) 白石区	東札幌2条5丁目
M-133	101112019	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	25.64	4.96	昭和42年	001558	(04) 白石区	東札幌2条5丁目
M-134	101112074	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	25.56	4.81	昭和42年	001558	(04) 白石区	東札幌2条5丁目
M-135	101117051	(18) その他の特殊マンホール（階段マンホール・管理マンホール等）	25.11	4.3	昭和42年	001558	(04) 白石区	東札幌2条6丁目

診断箇所一覧表（管渠の計算を伴わない人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣工番号年度	竣工番号	所在地区	住所
M-381	021108353	(01) 1号型マンホール	5.5	2.18	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-382	021108508	(01) 1号型マンホール	5.7	1.55	昭和58年	013467	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-383	021108303	(01) 1号型マンホール	5.8	2.69	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-384	021108301	(01) 1号型マンホール	5.85	2.34	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-385	021108253	(01) 1号型マンホール	5.6	1.83	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里1条5丁目
M-386	021108509	(01) 1号型マンホール	5.64	1.41	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-387	011211400	(01) 1号型マンホール	7.61	1.66	昭和51年	005170	(02) 北区	新琴似8条1丁目
M-388	021108709	(01) 1号型マンホール	6.36	1.69	昭和51年	005652	(02) 北区	新琴似4条6丁目
M-389	021108302	(01) 1号型マンホール	5.51	2.28	昭和51年	005622	(02) 北区	新琴似12条6丁目
M-390	021108601	(01) 1号型マンホール	5.48	1.02	昭和53年	007598	(02) 北区	新琴似3条6丁目
M-391	021109204	(01) 1号型マンホール	11.68	1.5	昭和46年	002597	(04) 白石区	北郷3条9丁目
M-392	021109406	(01) 1号型マンホール	3.54	2.08	昭和59年	014660	(02) 北区	あいの里4条9丁目
M-393	021109502	(01) 1号型マンホール	7.6	1.85	昭和51年	005170	(02) 北区	新琴似8条1丁目
M-394	021109209	(01) 1号型マンホール	5.3	3.24	昭和51年	005622	(02) 北区	新琴似11条7丁目
M-395	021109252	(01) 1号型マンホール	11.57	3.75	昭和46年	002597	(04) 白石区	北郷3条9丁目
M-396	021108304	(02) 2号型マンホール（円型）	8.57	2.61	昭和59年	013477	(04) 白石区	米里574番地
M-397	021109307	(03) 3号型マンホール（円型）	8.51	2.63	昭和58年	012320	(04) 白石区	米里574番地
M-398	021108707	(01) 1号型マンホール	5.41	2.09	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-399	021109410	(01) 1号型マンホール	5.85	2.48	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-400	021108603	(01) 1号型マンホール	5.82	1.8	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-401	021109713	(01) 1号型マンホール	5.35	2.25	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-402	021109206	(02) 2号型マンホール（円型）	5.26	2.6	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-403	021108354	(02) 2号型マンホール（円型）	5.45	2.88	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-404	021108706	(03) 3号型マンホール（円型）	5.69	3.75	昭和57年	012289	(02) 北区	あいの里1条7丁目
M-405	021108602	(01) 1号型マンホール	5.27	3.32	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-406	021109501	(01) 1号型マンホール	5.43	3.23	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-407	021109208	(01) 1号型マンホール	5.8	2.83	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-408	021109205	(01) 1号型マンホール	5.39	4.27	平成02年	020190	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-409	021109305	(01) 1号型マンホール	5.54	2.26	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-410	021109251	(01) 1号型マンホール	5.36	2.2	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-411	021108708	(01) 1号型マンホール	5.87	2.19	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-412	021109254	(51) 組立式1号型マンホール	5.08	2.41	平成06年	024260	(02) 北区	あいの里2条7丁目
M-413	021109306	(01) 1号型マンホール	5.27	2.57	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-414	021109715	(01) 1号型マンホール	5.58	2.91	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-415	021109253	(01) 1号型マンホール	5.66	2.23	昭和58年	013467	(02) 北区	あいの里2条5丁目

診断箇所一覧表（管渠の計算を伴わない人孔）

No.	人孔番号	人孔種別	地盤高(m)	人孔深(m)	竣功番号年度	竣功番号	所在地区	住所
M-416	021109503	(01) 1号型マンホール	5.86	1.91	昭和58年	013467	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-417	021109601	(02) 2号型マンホール（円型）	5.46	2.82	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-418	021109207	(01) 1号型マンホール	5.24	3.09	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-419	021109405	(01) 1号型マンホール	5.24	2.34	昭和59年	014659	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-420	021109308	(01) 1号型マンホール	5.24	4.14	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条7丁目
M-421	021110419	(01) 1号型マンホール	5.41	2.91	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-422	021108604	(01) 1号型マンホール	5.65	2.21	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条5丁目
M-423	021109603	(01) 1号型マンホール	5.45	3.93	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目
M-424	021109303	(01) 1号型マンホール	5.5	4.21	昭和59年	014656	(02) 北区	あいの里2条6丁目

管路施設耐震診断調査業務 標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、診断箇所一覧表に示す委託対象地域について、現状を把握したうえで、管きょ及び付帯構造物等の耐震性能を評価し、耐震化の必要性について調査診断を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、契約書に定めるもののほか、下記の書類を作成し、速やかに札幌市（以下「本市」という。）に提出しなければならない。提出に用いる様式については、担当職員の指示による。

(1) 着手時

- 1) 業務着手届
- 2) 主任技術者等指定通知書

※次の書類を含む

- ①技術者等経歴書
- ②技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）
- ③資格要件を証明する書類の写し

3) 業務日程表

(2) 業務実施中

- 1) 業務計画書
- (3) 完了時

- 1) 業務完了届
- 2) 成果品目録

なお、承認された事項を変更しようとするときには、その都度承認を受けるものとする。

1.9 主任技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、別紙に示す資格要件を満たす者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者及び照査技術者の氏名、その他必要な事項を業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 主任技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
- (4) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 担当職員

- (1) 本市は、設計業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 担当職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 契約書の規定に基づき、本市が担当職員に委任した権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合など、担当職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとし、後日書面により担当職員と受託者の両者が指示内容を確認するものとする。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査を受けなければならない。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときには、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市、受託者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料収集

詳細診断業務においては、耐震計算に必要な資料を収集しなければならない。業務上必要な管路資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

(1) 管路資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書及び老朽度調査記録等に基づき、管きょ諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。

(2) 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。

地質データを収集する場合は、本市より該当地域の地質データの提供を受けること。

(3) 防災・利水資料

過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査しなければならない。

(4) その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、管きょ改築更新事業計画、合流改善対策事業計画、浸水対策事業計画、下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された調査対象区間について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 現地作業

耐震計算を行うマンホールについて管口および直近の管継手部を含む内部の目視観察、構造・寸法の測定を行い、また流量等の状況を確認しなければならない。確認した内容は本市へ報告し、その際の様式については担当職員と協議すること。

ただし管きょの計算を伴わないマンホールの調査については構造・寸法の測定を行うのみとし、管口や直近の管継手部を含む目視観察は行わなくてよいものとする。

第3章 耐震診断調査等一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受託者は本市と密な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 耐震診断調査業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と本市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 調査基準等

調査に当たっては、本市が指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、調査を行う上で、その基準となる事項について本市と協議の上、定めるものとする。

3.3 調査上の疑義

調査上疑義の生じた場合は、本市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 調査の資料

耐震診断調査における評価、計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書等の確認

受託者は、第2章調査の各項の調査等に併せて、調査対象区間にかかる事業計画図書、下水道総合地震対策計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な防災計画図書、下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

3.8 耐震診断調査（詳細診断）

耐震診断調査（詳細診断）とは、耐震補強が必要な施設を判定するのに必要な資料の収集・整理、現地確認（目視）を行い、想定地震動に対する既設管きよの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価する業務をいう。

第4章 耐震診断調査（詳細診断）

4.1 条件設定

耐震計算を実施するにあたり、基礎調査で収集した資料等に基づき施設諸元、地盤の特性、埋設条件等必要な条件を設定しなければならない。

4.2 耐震性能の定量的評価

管路資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、管路施設の耐震計算を行い、耐震性能の定量的評価を行わなければならない。耐震計算は、原則として応答変位法により、下記の内容により行わなければならない。ただし管きよの計算を伴わないマンホール

についてはマンホール本体の計算と浮き上がり計算のみ行うこと。

(1) レベル1の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量）、マンホール本体の計算。

(2) レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管きよの接続部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量）、管きよ本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量（沈下に伴う屈曲角・拔出し量等）、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算、マンホールの浮き上がり計算、目地開口量の検討。

4.3 耐震補強必要箇所抽出

耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位を抽出し、整理しなければならない。

4.4 詳細診断調査図の作成

主要な調査図は、以下により作成することとし、図面完成時には、本市の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は、地形図に詳細調査区間を記入する。

(2) 調査対象路線図

調査対象路線図（ $S=2,500$ ）は、事業計画において作成した施設平面図に基づいて詳細調査区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、幹線・排水区又は処理区等の名称を記入する。

(3) 耐震補強対策縦平面図

耐震補強対策縦平面図（縦断： $S=1/100$ 、平面： $S=1/500$ ）は、施設平面図又は下水道台帳と同一記号を用いて、管きよの位置、区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、検討結果等を記入する。

4.5 報告書

報告書は、当該調査に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、調査の目的、詳細診断の概要、基礎調査、耐震性能の定量的評価結果、耐震計算書等を集成するものとする。

第5章 照査

5.1 照査の目的

受託者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないように努めなければならない。

5.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、別紙に示す資格要件を満たす照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受託者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査全般にわたり、以下の示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 耐震診断（詳細診断）

- 1) 基礎調査の内容の適切性
- 2) 耐震計算結果の妥当性

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 耐震診断調査関係提出図書（詳細診断）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き 2部
(2) 調査対象路線図	1/2,500	原図一式・白焼き 2部
(3) 耐震補強対策平面図	1/500	原図一式・白焼き 2部
(4) 成果品目録		A4判製本 2部
(5) 報告書		A4判製本 2部
(6) 打合せ議事録		A4判製本 2部
(7) その他参考資料（老朽度調査記録資料他）		原稿一式

6.3 成果品の提出方法

本業務においては、提出図書のほか、上記の内容を格納した成果品2部（正・副各1部）を電子媒体で提出するものとする。

電子媒体とそのデータの仕様等については下記のとおりとする。ただし、データの仕様については、下記によらず、国土交通省等で定める電子納品関係基準・要領に従い納品することができるものとする。

なお、詳細は業務着手時に担当職員と協議すること。

(1) 電子媒体の仕様及び格納するファイルの種類

媒体の仕様 : CDまたはDVD

媒体のラベル : 業務番号(契約年度(西暦下2桁)+業務番号4桁) 例: 240010

業務名称(例: 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇)

完了年月(例: 2024年〇月)

委託者名(課名)(例: 札幌市下水道河川局事業推進部管路保全課)

受託者名(例: □□□□コンサルタント株式会社)

ウイルスチェックに関する情報（詳細は(3)参照）

ファイルの種類：オリジナルファイル【必須】

（使用ソフトについては、事前に担当職員と協議すること）

PDFデータ

（オリジナルファイルとあわせて提出すること）

業務管理ファイル（Microsoft Excel）

（詳細は(4)に記載）

(2) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

①使用したウイルス対策ソフト名

②ウイルス（パターンファイル）定義点月日またはパターンファイル名

③チェック年月日

(3) 業務管理ファイル

以下に示す様式の業務管理ファイル（エクセル形式）を作成し、電子媒体に格納すること。

業務番号 業務名	第 号（※1） 下水道管路施設耐震診断調査業務その〇（※2）			
受注者	□□□□コンサルタント株式会社（※3）			
	主任技術者：（※3）		連絡先：（※3）	
TECRIS 登録番号	※4			
ソフトウェア 情報	番号	ソフトウェア 名称	バージョン 情報	備考
	①	※5	※6	
	②			

・
・

ソフトウェアが増えるごとに、表を下に追加して記載すること。

記載欄	記載内容
※1	契約年度（西暦下2桁）と業務番号（4桁）を記入する。 （例：2024年の業務番号101番→「240101」）
※2	契約上の業務名称を記入する。
※3	企業名、配置した主任技術者、連絡先を記入する。（略称不可）

※4	一財)日本建設情報総合センターが発行する業務カルテ受領書に記載される番号を記入する。
※5	ソフトウェア名を記入する。 (使用したソフトウェアのすべてを記載すること。)
※6	ソフトウェアのバージョンを記入する。

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 札幌市下水道設計標準図
- (2) 管きよの設計要領 (札幌市下水道河川局事業推進部)
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (4) 下水道維持管理指針 (")
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (")
- (6) 下水道管路施設設計の手引き (")
- (7) 下水道施設の耐震対策マニュアル (")
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (")
- (9) 下水道施設耐震計算例—管路施設編 (")
- (10) 下水道推進工法の指針と解説 (")
- (11) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) (")
- (12) 水理公式集 (土木学会)
- (13) コンクリート標準示方書 (")
- (14) トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (")
- (15) トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (")
- (16) トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (")
- (17) 地盤工学ハンドブック (地盤工学会)
- (18) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (19) 札幌市道路占用規則等
- (20) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (21) 道路土工—仮設構造物工指針 (")
- (22) 道路土工—擁壁工指針 (")
- (23) 道路土工—カルバート工指針 (")
- (24) 共同溝設計指針 (")
- (25) 道路橋示方書・同解説 (")
- (26) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (27) 改訂新版建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)

第 8 章 業務カルテの作成・登録

8.1 業務カルテの作成・登録

受託者は、業務の受注・完了時の消費税等相当額を含む契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報入力システム（TECRIS）（一財）日本建設情報総合センター）に基づき、「業務カルテ」を作成し担当職員の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに提出するものとする。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出すること。提出期限は下記のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 15 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 15 日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 15 日以内に変更データを提出しなければならない。

第 9 章 安全対策関係

9.1 交通管理

本業務の現地作業における交通管理として、下表に示す人員を見込んでいるが、現地の状況、その他関係機関との協議により数量の増減、処理工法の変更、追加等が生じた場合には別途協議する。

作業項目	交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B	備考
現地踏査及び現地作業	1 人/日	2 人/日	市街地及び公安委員会認定路線
現地踏査及び現地作業	0 人/日	3 人/日	上記以外

交通誘導警備員 A については、次項における 1 級又は 2 級検定合格警備員とする。

市街地とは人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区を指す。

現道に係わる現地踏査及び現地作業路線においては、交通誘導業務は原則として、警備業の認定を受けている会社に所属する警備員が行わなければならない。

9.2 市街地及び公安委員会認定路線の交通誘導警備員の資格について

本業務にて市街地及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係わる作業を行う場合、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者を配置すること。

資格	確認資料
交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格警備員	交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格証明書（写し）

交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1 級又は 2 級検定合格警備員を 1 人以上とすること。

交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を提出すること。

公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、北海道警察本部ホームページによる。

市街地（公安委員会認定路線を除く）において交通誘導警備業務を行う場合で、検定合格警備員の配置が困難な場合は、その理由書と交通処理計画を業務監督員と協議し、対応を協議しなければならない。

別紙 資格要件

本業務の主任技術者及び照査技術者は、下記の資格要件を満たす者とする。

- (1) 主任技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅱ)の要件を満たす者とする。
- (2) 照査技術者は、資格要件分類表の資格要件(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
- (3) 主任技術者及び照査技術者は上記(1)、(2)に加え、下水道法に規定された要件も満たす者とする。

表－1 資格要件分類表

要件分類	資格
資格要件(Ⅰ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCM(同種・類似業務の履行経験がある)のいずれかの資格保有者
資格要件(Ⅱ)	技術士《建設、上下水道、総合技術監理(建設、上下水道)部門》、RCCMのいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について(大卒:13年、短大・高専卒:15年、高卒:17年)以上の実務経験を有する者

表－2 下水道法に規定された資格要件(下水道法施行令第15条第1項の一部を抜粋)

<p>1. 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。</p> <p>イ 計画設計(事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。)を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(以下、省略)</p> <p>2. 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。</p> <p>イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(以下、省略)</p> <p>3. 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条</p>

の三第三号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。)であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

4. 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

5. 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(以下、省略)

6. (省略)

7. (省略)

8. 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

9. (省略)

10. 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。